

配置予定技術者等の資格調書（工事）

（様式第3号）

	現場代理人	監理技術者	主任技術者
氏名			
会社名			
法令による免許			
監理技術者 資格者証交付番号			

注1 主任技術者については、免許・資格者証の写しを添付してください。

注2 監理技術者については、上記のほか、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の写しを添付してください。

注3 会社との雇用関係が確認できる書類を添付してください。

※主任・監理技術者については、3月以上継続して雇用していることが必要です。

注4 入札公告の「2 入札参加に必要な資格」において推進工事技士の配置を求めらるものについては、推進工事技士資格者証及び推進工事技士登録証（写し）を添付してください。

注5 工事現場への専任を要する工事の場合、配置予定技術者は、他の現場に従事している現場代理人、主任・監理技術者及び営業所の専任技術者と兼務することはできません。

※工事現場への専任を要する工事とは、契約金額4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）の工事が対象となります。